

職域における生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）パイロット事業 募集要項

株式会社NTTデータ経営研究所

1. 総則

本要項は厚生労働省「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）パイロット事業（職域）に係る調査研究等一式」（以下、「本事業」という。）において行う、体外診断用医薬品等を用いた歯科健診及び受診勧奨（以下、「簡易歯科健診」という。）を実施する保険者及び事業主（以下、「健診実施者」という。）を公募により選定するための手続き等を定めたものである。

2. 事業の背景

政府は、「健康寿命の延伸を図ることによって、国民が生涯にわたって元気に活躍できる社会を実現し、社会保障制度を含めた社会の支え手となっていくことが重要」との考えに基づき、攻めの予防医療として、データヘルスや保険者機能の強化、がん検診の受診率の向上、歯科健診の機会の拡大をよりスピード感を持って取り組んでいくとしている。

生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）を推進するためには、法定健診がほぼなく、歯科健診の機会が少ない一方で、多忙等による歯科健診の受診率が低い就労世代に対する歯科健診の取組の重要性が指摘されている。

そこで、厚生労働省では、職域において、より実施しやすい歯科健診の方法として、体外診断用医薬品等の活用を検討するため、簡便に口腔の検査を行う体外診断用医薬品等の機器の研究・開発の支援を行うとともに、効果的・効率的な歯科健診・受診勧奨の実施方法等の検討を行ってきた。

本事業は、これまでの成果等を踏まえ、簡易歯科健診を実施する健診実施者に対して支援を行うものである。

○歯科口腔保健関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/shikakou_kuuhoken/index.html

3. 目的

上記の背景を踏まえ、本事業では簡易歯科健診を実施する健診実施者に対して、その実施費用について支援を行うとともに、健診実施者からの問い合わせや相談に関して総合的にサポートし、法定健診等の機会が少ない就労世代等に対する歯科健診の取組機会の拡大、ならびに、定期的に歯科受診を行う者の割合の増加に寄与する環境整備を図ることを目的とする。

4. 本事業の内容

（1）実施体制の整備

健診実施者が策定する「職域における生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）パイロット事業応募申請書（以下、「応募申請書」という。）」の計画に則り、簡易歯科健診の取組を実施するために必要な実施体制を整備すること。

具体的には、全体の責任者、実施担当者、運用に携わる医療機関（健診機関）を含む医療従事者等が参画した事業の実施体制を整備すること。

（2）簡易歯科健診の実施

健診実施者の組織における歯科口腔保健に関する課題や取組を把握した上で、重点的に取り組む分野や対象者の抽出、対応策の検討等を行うとともに、応募申請書において策定した計画に基づき、簡易歯科健診を実施すること。

なお、取組の実施にあたって、応募申請書に記載した実施計画の大幅な修正等が発生した場

合には「職域における生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）パイロット事業」事務局（以下、「事務局」という。）に速やかに相談すること。（必要に応じて、計画の再策定となる場合がある。）

（3）厚生労働省及び事務局が実施する調査への協力

（2）の実施にあたっては、必要に応じて事務局が取組の進捗状況のヒアリング等を行う場合がある。

実施後は、簡易歯科健診の実施件数や実施効果の評価の分析に用いる指標等の報告を行う事業実績報告書を事務局に提出するとともに簡易歯科健診実施後の調査（アンケート調査等）への回答に協力すること。

5. 事業の実施主体

本募集要項に基づき、応募し採択された健診実施者（保険者又は事業主）

6. 事業の実施期間

事業の採択を決定した日から 令和9年（2027年）1月29日（金）まで

7. 公募説明会

本事業の背景・目的・実施内容、申請手続き等について説明会を実施する。

- ・開催日時：令和8年7月23日（木）14時～15時
- ・開催方法：Zoomウェビナーによるオンライン開催
- ・申込先
- ・下記ウェブサイトの説明会参加申込フォームより必要事項を入力の上、申込を行うこと。
<https://www15.webcas.net/form/pub/shika/pilot-ap>
- ・申込期限：令和8年 7月22日（水）17時

8. 本事業に係る支援金の交付について

本事業に係る支援金の申請は、本募集要項に従い行う。本支援金は、健診実施者が本事業を実施するために必要な経費に対し、予算の範囲内において交付するものとする。

- (1) この支援金の交付額は、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、適切な事業計画に基づき算出された想定支出額が基準額を上回ることがあらかじめ見込まれる場合には、応募申請時にその旨を事務局に申告し、事務局との協議を経て、別途交付額を決定する。

1. 基準額	2. 対象経費
簡易歯科健診の実施者1名あたりの基準額は、3,500円 1健診実施者あたりの最大実施人数は、10,000名（35,000千円）とし、下限人数は設けない。	職域における生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）パイロット事業に必要な次に掲げる経費 ・人件費 ・諸謝金 ・旅費 ・消耗品費（体外診断用医薬品等） ・備品費（体外診断用医薬品の測定に必要なものに限る） ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・借料及び損料 ・委託費（簡易歯科健診の実施に関わるもの）

- (2) この支援金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- ① 実施人数が20名未満、又は5,000名を超える実施計画となる場合は事務局と協議の上、実施人数を決定する。
- ② 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに事務局の承認を受けなければならない。
- ③ 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに事務局の承認を受けなければならない。
- ④ 事業を中止する場合には、速やかに事務局の承認を受けなければならない。
- ⑤ 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに事務局に報告してその指示を受けなければならない。
- ⑥ 支援金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。
事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を支援金の額の確定の日（事業の中止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- ⑦ 簡易歯科健診の実施に要する経費については、本支援金の交付対象経費として計上するものと重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

- (3) 事業開始後、諸般の事情により申請の内容を変更して追加申請等を行う場合には、速やかに事務局に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 本事業においては、原則概算払いは行わない。健診実施者においてやむを得ない事情により概算払いの必要が生じた場合は、事務局と協議し、必要があると認める場合においては、選定通知書に記載額の範囲内において概算払いをすることができる。
- (5) この支援金の事業実績報告は、事務局が別途指定した様式により2027年1月29日までに
行うものとする。
- (6) 事務局は、事業実績報告及び証憑類の提出後速やかに支援金の額を確定し、「支援金支払通知書」を送付するものとする。支援金の額が確定した後、健診実施者は、請求書を事務局に提出するものとする。事務局は、請求書を受理してから60日以内に健診実施者が指定する銀行口座に支援金の振込を行うものとする。

9. 申請機関

本事業の申請者（以下、「申請機関」という。）は、以下①～③のいずれかに該当し、本事業の実施後においても、歯科口腔保健の取組を行うこと。

- ① 事業主（従業員規模は問わない）
- ② 保険者（被保険者数は問わない）
- ③ 上記①②の実施主体から取りまとめを依頼された医療機関や健診機関等

10. 選定基準

別途定める評価項目の要件を充足した申請機関より支援対象機関を予算の範囲内で選定する。

11. 交付要件

本事業は、定期的な歯科受診の習慣がない者に対して簡易歯科健診の実施をきっかけとしてセルフケアの改善や歯科の定期受診等の意識・行動変容につなげ、本事業における対象者層の健康維持・増進を図り、その成果をより多くの職域に展開を図っていくことを目的としている。

そのために、簡易歯科健診として、体外診断用医薬品を用いた簡易な口腔スクリーニング検査を必ず実施すること。なお、使用する体外診断用医薬品は、製品の種類及びメーカー等は問わないものとするが、法令や添付文書を遵守できる体制にて実施すること。

簡易歯科健診の実施については、以下の実施機会の例を参考に、健診実施者の実施体制等に応じて実施可能な方法を検討すること。

<実施機会の例>

- ・ 一般健診等と併せて実施
- ・ 特定健診結果等から受診者を選定して実施
- ・ レセプトデータ等から受診者を選定して実施 等

<体外診断用医薬品の例>

唾液中のヘモグロビンの検出が可能な体外診断用医薬品の承認（認証）を得ているものとして、以下の製品を現時点で把握している。（2026年6月末現在）

- ① ネスコート®Sa-Hb オート（アルフレッサ ファーマ株式会社）
- ② サリバスター（株式会社 ジーシー昭和薬品）
- ③ OCヘモディアオートⅢ‘栄研’（栄研化学株式会社）
- ④ OCヘモディアオートS‘栄研’（栄研化学株式会社）
- ⑤ LZテスト‘栄研’HbAO（栄研化学株式会社）
- ⑥ シルハペーパー ケンシン-ヘモグロビン（アークレイ株式会社）

＜セルフチェックのための質問票の例＞

- ① 歯周病検診マニュアル2023の歯科健康診査票
<https://www.mhlw.go.jp/content/001521553.pdf>
- ② 歯科疾患実態調査の調査票
https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/dl/shikashikkan_R06.pdf
- ③ 生活歯援プログラムの歯科健診診査票
https://www.jda.or.jp/dentist/program/pdf/ph_01.pdf
- ④ ヘルシーエイジング時代の8020達成マニュアルのむし歯セルフチェック
https://www.8020zaidan.or.jp/viewer/booklet_healthy_aging.html
- ⑤ 標準的な健診・保健指導プログラムの標準的な質問票の歯・口腔に関する項目
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001153030.pdf>

12. 申請方法等

(1) 応募申請書の作成及び提出

「職域における生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）パイロット事業応募申請書（以下、「応募申請書」という。）」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出すること。

応募申請書には募集要領に示されている評価の観点（13－（3）参照）を盛り込んだ上、別に定める様式により作成すること。

(2) 申請方法

提出期間及び提出先等は以下のとおり。

① 提出期間

2026年7月8日（水）～2026年9月30日（水）※消印有効

② 提出先

〒102－0093

東京都千代田区平河町2-7-9JA共済ビル9階

株式会社NTTデータ経営研究所 LVC

「職域における生涯を通じた歯科健診パイロット事業」事務局

③ 提出方法

原則として「郵便」に限る。（送料は応募者負担）

簡易書留・レターパックプラス（レターパックライト除く）等を利用し、配達されたことが証明できる方法によるものとする。また、提出期間を過ぎた場合は、応募状況により審査の対象外となることがあるので留意すること。

※封筒の宛名面に「職域における歯科健診パイロット事業」応募申請書 在中」と朱書きで記載すること。

④ 問い合わせ先

株式会社NTTデータ経営研究所

「職域における生涯を通じた歯科健診パイロット事業」事務局

【E-mail】shika-support@nttdata-strategy.com

担当：天野・渡邊・埴

※ 問い合わせは、電子メールのみとする。

⑤ 提出物及び部数

ア 「職域における生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）パイロット事業」応募申請書・・・1部

イ 支出計画書・・・1部

ウ 支出計画の根拠が分かる資料（見積書等）・・・1セット

エ 上記、ア～ウを格納した電子媒体（CD-R）・・・1部

ア、イについては、可変可能な形式（Word、Excel、PPT）のファイルをCD-

Rに格納すること

13. 支援対象機関の選定について

(1) 選定の方法

支援対象機関の採択については、申請機関に関する諸条件に該当する旨を確認した後、応募申請書等を評価する。

採択における評価にあたっては、「職域における生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）パイロット事業」評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設置する。

評価委員会は、申請機関から提出された応募申請書等の内容について書類評価及び個別面談を行い、それらの結果を基に、申請機関の中から支援対象機関として選定する。

※支援対象機関の選定については、歯科口腔保健に対する取組状況や応募申請書の評価結果等を総合的に判断して行うものとする。なお、評価は非公開で行い、その経緯は通知しない。また、問い合わせに関しても原則応じない。

なお、提出された応募申請書等の資料は、返却しないので留意すること。

(2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施する。

① 形式評価

提出された応募申請書について、申請機関に関する諸条件への適合性について評価する。なお、申請の条件を満たしていないものについては、評価の対象から除外する。

② 書類評価

評価委員会により、書類評価を実施する。

③ 個別面談（オンライン）

評価委員会と申請機関間にて個別面談を実施する。なお、個別面談の実施にあたって、書類評価等の状況を踏まえ、一部の申請機関については実施しない場合もある。また、個別面談に出席しなかった場合は、辞退したものと見なす。

④ 最終評価

書類評価及び個別面談における結果を踏まえ、評価委員会において最終評価を実施し、支援対象機関を選定する。

(3) 評価の観点

評価の観点は、以下のとおりとする。

- ① 事業を的確に遂行するための実施体制であるか。
- ② 事業内容が事業目的と合致しているか。
- ③ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
- ④ 事業目的に対し、実施内容は現実的かつ妥当なものとなっているか。

(4) 評価結果の通知等

評価の結果については、評価委員会における最終評価後、速やかに申請機関に対して通知する。